

下関市スマートハウス普及促進補助金 申請の手引き

下関市環境部環境政策課
令和3年3月



下関市環境部マスコットキャラクター
エコペン

目 次

1	補助金の概要	2
2	申請期間	2
3	補助対象者	2
4	補助対象システム及び補助金額	3
5	申請手続	5
6	変更・取下げ手続	7
7	着工	7
8	完了手続	7
9	請求手続	11
10	注意事項	11
11	お問合せ	11
	下関市スマートハウス普及促進補助金に関する Q&A	12

1 補助金の概要

スマートハウスとは、住宅内の家電等を自動制御し、太陽光発電システムや蓄電池、電気自動車などを連携させてエネルギーを効率的に利用する住宅です。本補助金は効率的なエネルギー利用の促進を図るため、次世代型の住宅であるスマートハウスの普及を促進し、エネルギー利用の効率化、最適化による低炭素社会の実現を目的としており、自ら居住する住宅を対象の創エネ・省エネ・蓄エネ機器を導入した方を補助します。

2 申請期間

令和3年4月12日（月）～令和4年2月28日（月）

- ・受付は先着順で行います。
- ・予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・申請期間前の申請は受付できません。
- ・受付を終了した場合は、ホームページで通知します。
- ・工事着工前に申請をしてください。交付決定前の着工は認められません。

3 補助対象者

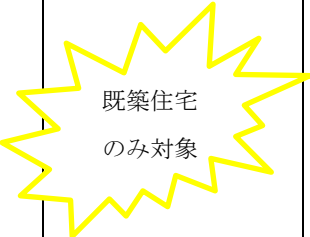
次の要件をすべて満たす個人

- (1) 市民又は市民となる予定である者。
- (2) 住宅に対象システムを設置する者又は対象システムを設置した住宅を購入する者 (対象システムをリースする者は補助対象外)
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 対象システムは、補助金の交付を受けようとする者が自ら購入し、所有するものであること。



4 補助対象システム及び補助金額

※上段：補助対象システムの仕様、下段：補助上限額

対象システム	令和2年度	令和3年度
燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度以後において、国の実施する民生用燃料電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する燃料電池システムであること。 ・設置前において、未使用品であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス又はLPガスを燃料として使用することにより発電・排熱利用を行うシステムであること。 ・定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電出力があること。 ・既築住宅に設置するシステムであること。 ・設置前において、未使用品であること。
	補助対象経費の1/5、ただし新築住宅にあつては上限50,000円既築住宅（新築住宅以外の住宅をいう。）にあつては80,000円	補助対象経費の1/5、ただし 上限80,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度以後において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムであること。 ・太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。 ・設置前において、未使用品であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>交付申請の日の属する年度の前年度</u>以後において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムであること。 ・太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。 ・設置前において、未使用品であること。
	次に掲げる額のうちいずれか少ない額。ただし、200,000円を上限とする。 (1) 補助対象経費の1/5 (2) 当該リチウムイオン蓄電池部の蓄電容量1kWhにつき20,000円を乗じた額	同左
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<ul style="list-style-type: none"> ・ECHONET Lite規格適合性認証を取得していること。 ・住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、及びその情報を蓄積し、電力使用量の可視化が実現できること。 ・1以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（使用者の確認を介した 	同左

※上段：補助対象システムの仕様、下段：補助上限額

対象システム	令和2年度	令和3年度
	半自動制御や省エネモードを含む。)を有していること。・創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。 ・設置前において、未使用品であること。	同左
	補助対象経費の1/5、ただし上限20,000円	同左
電気自動車等充電システム（V2H）	・電気自動車等と住宅との間で電力を相互に供給することができるシステムであること。 ・令和元年度以後において、国の実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する電気自動車等充電システムであること。 ・太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。 ・設置前において、未使用品であること。	・電気自動車等と住宅との間で電力を相互に供給することができるシステムであること。 ・ <u>交付申請の日の属する年度の前年度</u> 以後において、国の実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する電気自動車等充電システムであること。 ・太陽光発電システムと連系し、又は連系することを予定していること。 ・設置前において、未使用品であること。
	補助対象経費の1/5、ただし上限50,000円	同左

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

○補助金額の計算例

① 燃料電池コージェネレーションシステム

補助対象経費が500,000円の機器を設置する場合

$$500,000円 \times 1/5 = 100,000円$$

補助上限額は80,000円 < 100,000円のため、

補助金額は80,000円

② 定置用リチウムイオン蓄電システム

補助対象経費が800,000円、蓄電容量4.16kWhの機器を設置する場合

$$800,000円 \times 1/5 = 160,000円 \dots (\text{ア})$$

$$4.16kWh \times 20,000円/kWh = 83,200円 \dots (\text{イ})$$

補助上限額200,000円 > 160,000円…(ア)

$$> \underline{83,200円} \dots (\text{イ})$$

1,000円未満は切り捨てのため、

補助金額は **83,000円**

③ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

補助対象経費が96,000円の機器を設置する場合

$96,000円 \times 1/5 = 19,200円$

補助上限額は20,000円 > 19,200円 で1,000円未満は切り捨てのため、

補助金額は **19,000円**

④ 電気自動車等充給電システム（V2H）

補助対象経費が400,000円の機器を設置する場合

$400,000円 \times 1/5 = 80,000円$

補助上限額は50,000円 < 80,000円のため、

補助金額は **50,000円**

・新築住宅

新たに建設された住宅で、未だ居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものに限る。）。

・既築住宅

新築住宅以外の住宅をいう。

※令和3年度から燃料電池コージェネレーションシステムは、既築住宅に設置するシステムが補助対象となります。

5 申請手続

補助金の交付申請は、申請開始日から先着順で行います。

以下の提出書類をそろえて、持参もしくは書留・簡易書留などの配達記録が確認できる郵送方法で、環境政策課（〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号）まで提出してください。

提出書類

- (1) 下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 対象システムに関する確認事項（様式第1号の2から様式第1号の5まで（対象システムのものに限る。））
- (3) 対象システムの工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (4) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
- (5) 対象システムの形状・規格・構造等が確認できるカタログ又は仕様書の写し
- (6) 工事着工前の現況写真（詳細は別途）及び配置予定図
- (7) 市税の滞納なしの証明書（交付申請の前日3月以内のもの）

※市外から転入する場合は不要

- (8) 対象システムを設置する住宅の所有について、交付対象者が他の者と共同で所有している又は交付対象者に当該住宅の所有がない場合にあつては、当該住宅の所有者全員の承諾書（様式第1号の6）
- (9) 交付申請の手続を手続代行者が行う場合は、下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請手続代行選任届出書（様式第1号の7）
- (10) 定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電システム（V2H）の申請をするもので、既に太陽光発電システムを導入している場合にあつては、太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類
（例）太陽光発電システム認定に係る認定通知書の写し、太陽光で発電した余剰電力を売電していることが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

◎設置工事に着工する前の現況写真

- ・設置予定箇所の写真
- ・既築住宅にあつては、住宅全体を写したもの

※カラーで撮影したものを提出してください。

※完了報告書提出時に同じアングルから撮った写真が必要になります。

※新築住宅の場合は建築予定地の現況を撮影してください。完了報告時に申請時と同じ場所であることが分かるように写真を撮ってください。

※交付決定前あるいは完了報告後に、職員による現地確認を行う場合があります。



6 変更・取下げ手続

(1) 変更手続

下関市に提出した交付申請書の内容を大きく変更する場合や、補助金額の変更がある場合は、速やかに下関市スマートハウス普及促進補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

※上記以外の書類の提出をしていただく場合がございます。

※変更内容が軽微と認められる場合は不要となります。詳しくは環境政策課までお問合せください。

(2) 取下げ手続

補助金交付決定後に工事等を取りやめる場合、又は補助金の申請手続を中止する場合は、速やかに下関市スマートハウス普及促進補助金取下げ承認申請書（様式第5号）に送付した交付決定通知書を添えて提出してください。

※上記以外の書類を提出していただく場合がございます。

7 着工

審査の結果、申請が適当であると認められた場合、下関市スマートハウス普及促進補助金交付決定通知書（様式第2号）が申請者の自宅に送付されます。

申請者は交付決定通知書がお手元に届いた後に施工業者に作業を行うよう依頼してください。

※交付決定前に着工した場合は補助金の交付ができません。ご注意ください。

※交付決定通知書は完了報告時に必要になりますので、なくさないようにしてください。

8 完了手続

対象システムの設置工事及び工事代金の支払のいずれもが完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、以下の提出書類を下関市環境部環境政策課までに提出してください。（郵送可）

提出書類

(1) 下関市スマートハウス普及促進補助金完了報告書（様式第8号）

(2) 新築住宅に対象システムを設置する者にあつては、完了報告書を提出する日の前3月以内に発行された申請者の住民票の写し

- (3) 設置した対象システムに係る機器本体金額証明書（様式第8号の2から様式第8号の5まで（当該対象システムのものに限る。））及び補助対象経費の支払に係る領収書（分割払により対象システムを購入した場合は、当該分割払に係る契約書）の写し
- (4) 現況カラー写真（詳細は別途）
- (5) 定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電システム（V2H）の申請するもので、申請時に住宅に太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類を提出していない場合にあつては、太陽光発電システムを導入したことが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

◎現況カラー写真

・新築住宅の場合

（ア）家全体写真

※申請時に提出した建設予定地の現況写真と同じアングルで撮影してください。建設前の場所と同一場所に建設されたものとわかるように工夫して写真を撮ってください。

・新築住宅/既築住宅共通

（ア）対象システムの全景写真

※既築住宅の場合は、申請時に提出した写真と比較して同じ場所に設置したとわかるように写真を撮ってください。

（イ）対象システムの型番・出力等が記載されたラベルの写真

※申請時に記入した型番が分かるものを撮影してください。

◎間違えやすい点

○下関市スマートハウス普及促進補助金完了報告書

一部記入欄の間違いが見受けられます。下記の例を参考にしてください。

様式第8号 (第12条関係)

(宛先) 下関市長

(申請者)

住所	〒000-0000 山口県下関市△△町×-×-×
ふりがな	しものせき たろう
氏名	下関 太郎
電話番号	△△△-0000-0000

下関市スマートハウス普及促進補助金完了報告書

××年△月□□日付け、×××第○○○号で交付決定のあった下関市スマートハウス普及促進補助金に係る補助対象システムの工事完了したので、下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

様式第2号 (第9条関係)

×××第○○○号
××年△月□□日

下関 太郎 様

下関市長 前田 晋太郎

下関市長 印

下関市スマートハウス普及促進補助金交付決定通知書

令和△年△月××日付けで申請のあった下関市スマートハウス普及促進補助金について、下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

交付決定番号 第 △ 号

交付決定した補助金額 □□□ 円

【注意事項】
1. 補助対象システムに係る設置工事等の完了が完了した旨を通知した日から保固し

↑様式第2号 下関市スマートハウス普及促進補助金交付決定通知書

交付決定通知書の交付決定番号は完了報告書には記入しない。

↑様式第8号 下関市スマートハウス普及促進補助金完了報告書

○下関市スマートハウス普及促進補助金交付請求書

一部記入欄の間違いが見受けられます。下記の例を参考にしてください。

↓様式第10号 下関市スマートハウス普及促進補助金交付請求書

様式第10号 (第15条関係)

(宛先) 下関市長

(請求者)

住所	〒000-0000 山口県下関市△△町×-×-×
ふりがな	しものせき たろう
氏名	下関 太郎
電話番号	△△△-0000-0000

下関市スマートハウス普及促進補助金交付請求書

○○年×月△△日付け、×××第○○○号で交付決定のあった下関市スマートハウス普及促進補助金について、下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第15条の規定により次のとおり請求します。

交付決定番号 第 △ 号

交付請求額 □□□ 円

様式第9号 (第13条関係)

×××第○○○号
○○年×月△△日

下関 太郎 様

下関市長 前田 晋太郎

下関市長 印

下関市スマートハウス普及促進補助金交付額確定通知書

下関市スマートハウス普及促進補助金について、下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交付決定番号 第 △ 号

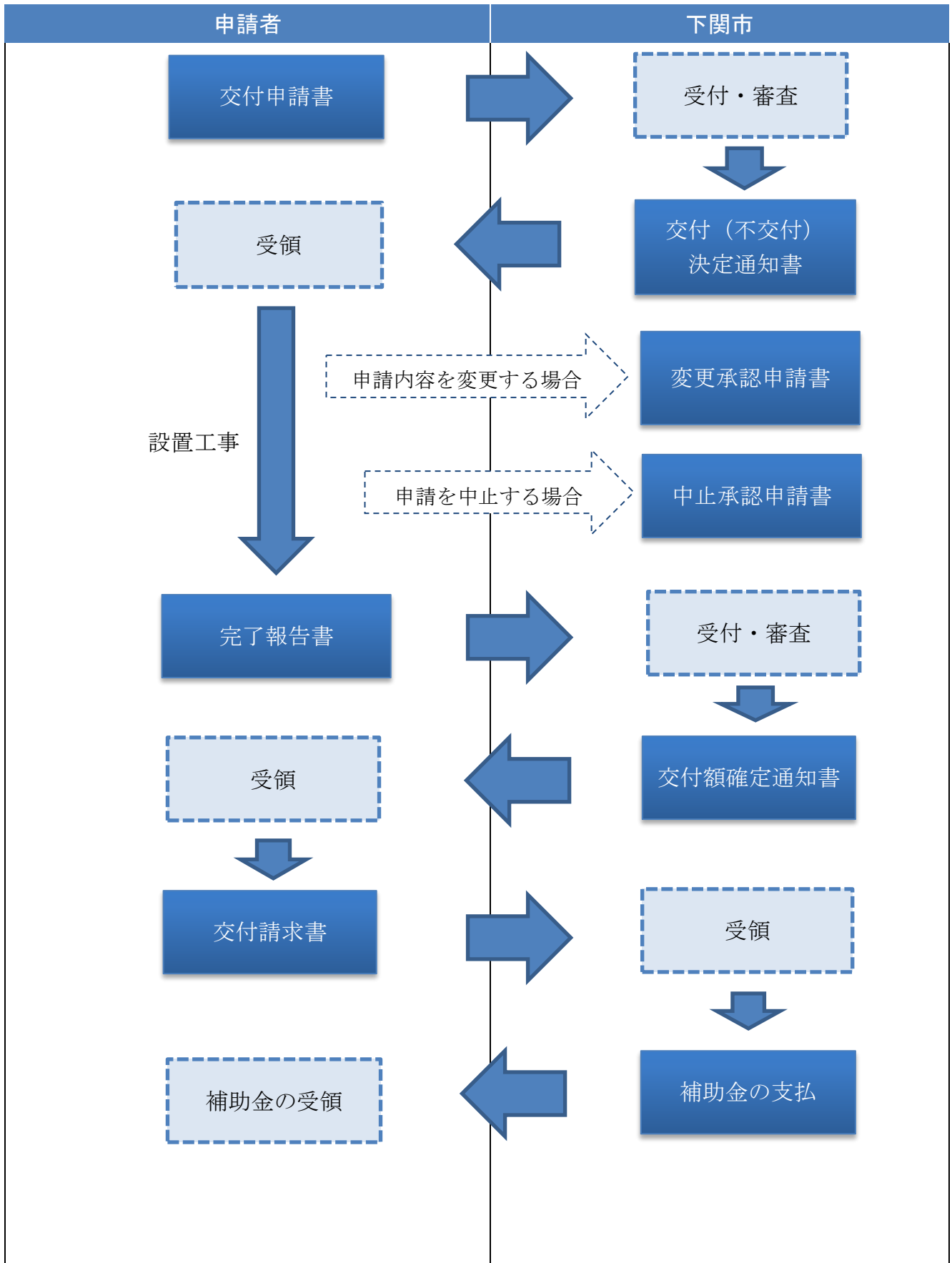
交付額が確定した補助金額 □□□ 円

ただし、虚偽の申請その他不正行為があった場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。

↑様式第9号 下関市スマートハウス普及促進補助金交付額確定通知書

交付額確定通知書に記載されている交付決定番号及び補助金額を請求書の交付決定番号及び交付請求額のところに記入する。

フロー図



9 請求手続

下関市スマートハウス普及促進補助金交付額確定通知書（様式第9号）が申請者の自宅に送付されますので、お手元に届いた後、速やかに下関市スマートハウス普及促進補助金交付請求書（様式第10号）を環境政策課に提出してください。

※補助金振込の通知はいたしません。各自通帳等をご確認ください。

10 注意事項

- ・提出書類はいずれも黒のボールペンで記入してください。消せるボールペン（フリクションペン等）は使用しないでください。
- ・住民票の写しはマイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。
- ・申請手続を代行業者に依頼する場合は、下関市スマートハウス普及促進補助金交付手続代行選任届出書（様式第1号の7）に必要事項を記入の上、申請書と一緒に提出してください。
- ・記入箇所の訂正は修正ペンや修正テープは使用せず、二重線で該当箇所を消した後、正しい文言を記入してください。補助金額の修正等は申請者の訂正印（シャチハタ不可）を押して訂正してください。自署を求める書類は自署による訂正を行ってください。
- ・国の行政手続における押印廃止の方針を踏まえ、一部申請書類への押印を廃止しました。押印の代わりに署名が必要な書類がありますのでご注意ください。

11 お問い合わせ

- ・ご不明な点がございましたら、下記窓口までお問い合わせください。

下関市役所環境政策課エネルギー政策係

下関市古屋町一丁目18-1

電話番号：083-252-7116

要綱、各種様式は下関市ホームページからダウンロードできます。



下関市スマートハウス普及促進補助金に関する Q&A

	Q	A
1	市外から転入する場合、市税滞納なしの証明書はいるのか。	市外から転入される方については、提出は必要ありません。
2	住宅の所有者と補助金の申請者が異なる場合とはどのような状況なのか。	家の所有者が親族（父親等）であり、申請者（息子等）が費用を負担して補助対象システムを設置する場合などが考えられます。
3	新築工事の場合、提出書類である施工前写真はいるのか。	着工前の家が建っていない時の写真を添付してください。
4	建売住宅を購入する場合は、対象になるのか。	対象システムの設置前であれば、対象になります。
5	電気工事等の設備準備に関する工事は着手してもよいか。	補助対象経費が本体や付属品に限られている為、設置に向けた準備に関する工事は着手しても差し支えありません。
6	設置の場所が申請時の配置予定図と異なる場合や設置設備本体の型番が変更になった場合等の取扱いはどうなるか。	設置場所の変更については、軽微な変更とみなし変更申請の必要はありませんが、型番の変更については、補助額変更の可能性があるので変更申請の対象とします。
7	完了報告時提出の住民票について、転入・転居が遅れた場合はどうしたらよいか。	下関市スマートハウス普及促進補助金交付額確定通知書の通知の日から3か月以内に住民票を提出してください。
8	設置工事は終了したが、代金の支払が申請した年度の3月31日以降になる場合の取扱いはどうなるか。	3月31日までに完了報告を提出する必要があることから、添付書類を含め要件を満たさない場合は受付できないものとします。
9	完了報告時の領収書について、家屋の建築費用等が含まれている場合はどうしたらよいか。	申請時の見積書に記載されている内容から説明できるように領収書を提出してください。 領収書に記載が可能であれば、うち対象経費〇〇円と記載してください。

10	対象システムをローンで購入し、領収書が発行されない場合は、どのようにしたらよいか。	分割払に係る契約書の写しでも可としています。
11	完了報告に添付する「住民票の写し」は、マイナンバーが記載されたものでよいか。	マイナンバーが記載されていない住民票の写しをご提出ください。マイナンバーが記載されたものは受付できません。 (マイナンバーは、番号法で定められた特定の業務で使用する場合にのみ収集・保管できるものとされているためです。)
12	対象システムを含む住宅を処分する場合も事前の承認が必要か。	必要となります。
13	対象システムをリースする場合は、対象になるのか。	対象になりません。